



10人に1人の割合でペットが飼われているが、その無責任な飼い方が大嫌い、猫嫌いを生む

増加する捨て犬・捨て猫

し、最後まで愛情と責任をもって飼わなければならないことが謳われており、そのための繁殖の制限などが定められている。

この法律の第七条「犬及びねこの引取り」には、捨て犬や捨て猫防止のため、飼い主などから犬、猫の引き取りを求められた場合は、都道府県、政令都市はこれを引き取らねばならず、所有者の判明しない犬や猫についても、拾得者などから引き取りを求められた場合でも同様である。

総理府の調査では、平成元年度に全国の自治体に引き取られた犬は四十一万匹、猫は三十四万匹にものぼり、犬の場合は昭和二十五年の狂犬病予防法の制定以降は年々減少しているものの、猫は逆に

当世「ペット」

原則として、動物を殺し、苦しめ、傷つけないようにするだけでなく、個々の習性などをよく理解

ついで正しい認識を深めるとともに、捨てられる犬や猫が無くなるようにとの願いで制定されたものだが」と、日本動物保護管理協会の池沢聖明事務局長はいう。

飼い主からの依頼で行政に引き取られた犬や猫は、飼い主が不明の場合と同様、数日間保護収容される。その間、飼い主の手に戻ったり、新たな飼い主

に引き取られることもあるが、ほとんどは安楽死処分となる。

京都市の場合、平成元年度に犬千八百九十九匹、猫千四百四十四匹が保健所あるいは家庭動物相談所に引き取られたが、飼う目的で一般家庭に提供された数は千六百二十一匹、成犬一匹にすぎなかった。全国でも毎年七十万匹以上が処分され、その尊いいのちが失わ

れている。

保護収容されている犬の中には首輪をしてあるものも多く、明らかに飼い犬だったことが分かる。こちらから近づくと、愛想よくしゃべりを振り、檻の網に顔をすり寄せてくるものもいるが、中には自分の死を予感しているのか、うつろな目をして恐怖に体を震わせるものもある。

こういう光景には心

が痛む。実際、たずさわったとしても、先に小さな子犬には、必ずやん、そのやの、と聞かれ、窮してしまふ。都市南区の安談所所長で、ある諏訪直家。現在、死苦痛を伴わないから、全国度の炭酸ガス

「動物のために何ができるか」